**難聴者にとっての厚生労働省「生活のしづらさ」実態調査の問題点　2011年10月22日**

2011年10月21日、JD政策委員会に宛てたメール。高岡　正

-------------------------------

皆様

生活のしづらさ調査の質問項目の現在の案で、難聴についての設問は1カ所、障害の種類を選ぶところに「聞こえに困難がある」があるだけです。

それ以外は「意思の伝達」、「意思の理解」が以下のようになっているのです。

これに手を入れたくない、入れられないと厚労省は言っています。

これでは制度の谷間の軽中度の難聴者の「生活のしづらさ」がなにもわからないではないかと、猛抗議しています。

この意思の伝達、意思の理解は田中課長補佐も説明していましたが、知的障害者、学習障害者など一部の精神障害者、認知症の患者の障害の現れる部分です。

これは聞こえていても相手の言うことが分かるかどうか、自分で相手に伝えることが出来るかどうかを見る設問です。

なお、意思の伝達とは障害者権利条約のコミュニケーションが政府仮訳では「意思疎通」と訳され、身体障害者福祉法で、手話通訳が「意思疎通を仲介」とあるように、双方向のコミュニケーションの意味の半分を表しているようです。

（厚労省の調査項目）

自分の意思を伝える

１ 誰にでも伝えることができる

２ 特定の人には伝えることができる

３ 特定の人に対して特定の事柄について伝えることができる

４ 手話通訳等の介助があれば伝えることができる

５ 伝えることができない

相手の意思を理解する

１ 誰の意思でも理解することができる

２ 特定の事柄については理解することができる

３ 特定の人の特定の事柄についての意思は理解することができる

４ 手話通訳等の介助があれば相手の意思を理解することができる

５ 理解することができない

これでは、難聴者が答えようがないとして、これを「手話通訳等」をとって以下のようにする。

（全難聴の提案）

自分の意思を伝える

１ 誰にでも伝えることができる

２ 特定の人には伝えることができる

３ 特定の人に対して特定の事柄について伝えることができる

４ 介助があれば伝えることができる

５ 伝えることができない

相手の意思を理解する

１ 誰の意思でも理解することができる

２ 特定の事柄については理解することができる

３ 特定の人の特定の事柄についての意思は理解することができる

４ 介助があれば相手の意思を理解することができる

５ 理解することができない

これとは別に、聞こえに関する設問を設ける提案をしています。

（全難聴の追加提案）

話を聞く

１　誰かが部屋の反対側から普通の声で話して聞こえる。

２　静かな部屋で一人の人と会話が分かる。

３　補聴器などを使えばテレビ・電話が聞こえる。

４　たとえ補聴器などを使っても複数人の会話は分からない。

５　手話通訳、要約筆記、手話、筆談があれば分かる。

部屋の反対側というのは、自分のいるところと反対側という意味で、離れたところから普通の声で話されたことが聞こえるかという設問です。部屋もとてつもなく広い部屋と言うことではなく、私は欧米の居間のような部屋、10数人程度の会議室くらいの部屋をイメージしました。

難聴でなければ聞こえるはずです。

これは、今回の調査項目のより所としているワシントングループのレポートに難聴者については以下の質問を追加した方が良いとある設問そのままです。

今年の障害者実態調査はいつもの調査を行わずにこれを行います。

軽中度の難聴者の存在、人口割合が推定できる設問がない障害者の実態調査を行うのは絶対に許されないと、強硬に要求しています。

補聴器と人工内耳、要約筆記、筆談などコミュニケーション手段とかを聞く項目もなくなります。

国が行う５年に一度の障害者の実態調査に聞こえを問う設問がなくなってしまうのは絶対に許されません。

2000万人の難聴者の存在を無視するものです。